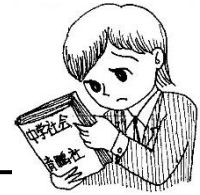


第1号 2016年12月5日 発行:教科書ネット・呉

連絡先: 中室 09064041008

是恒 08063355848



広島地裁での第1回口頭弁論は、次のように決まりました。

■2017年1月10日(火)午後2時30分～
■広島地方裁判所 第201号法廷にて
■終了後報告集会 弁護士会館にて

狭い法廷が一杯になれば、教科書問題への市民の大きな関心が裁判官に伝わり、裁判に重みを持たせることができます。ぜひ、傍聴に来てください。

申立書を提出 (11月30日)

原告団(住民と教科書ネット・呉)は、11月30日、広島地裁に対して次の3通の申立書を提出しました。

(1) 訴状の補足、裁判への思い

「教科書は、子どもたちを良識ある市民として育てるためにたいへん大事な教材」ですが、「育鵬社の社会科教科書は特異な見解を子どもたちに刷りこむ内容」となっています。それを採択するために呉市は、「育鵬社が有利となる観点・視点・方法をつくり」、「指導主事の指示によって報告書」を作成し、それを基に指導主事と部会代表校長が視点ごとに評価して総合所見原案をつくりました。また、1000か所以上の間違いがある原案を、選定委員会は十分な審議もせず認め、それを鵜呑みにした教育委員会が教科書の採択を行いました。

原告はこれを正すために住民監査を請求しましたが、監査結果は、「予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存在するとは認められない」

として私たちの請求を棄却しました。しかし、異例なことに「監査委員の意見」を付記し、そこで「総合所見に多くの誤記等があったことにより疑念を抱かれたことは誠に遺憾」と表明し、呉市教委に対し、今後「万全を期して行われることを要望」しました。

監査委員会には、1回限りの意見陳述や60日以内で何らかの結論を出さなければならないという制約のもと、私たちが指摘した不正の実態に踏み込めませんでした。それでもなお、異例な「監査委員の意見」を付記せざるを得なかったのです。

原告は「監査請求の棄却」を不服とし、住民訴訟を提訴しましたが、この住民訴訟では、監査委員が踏み込まなかったデータの水増しや恣意的評価などについて審理され、判断されることをと切望します。なによりも真理・真実の教育を受ける権利を持つ子どもたちのために、これらの採択過程での不正を明らかにしていきたいと考えています。

審理計画の協議を

民事訴訟法の改正(2003年)により、同法第147条の2で訴訟手続の計画的進行が新設されました。

本件は、地域社会に大きな影響を及ぼす教育問題をめぐる事件であり、また、本件請求の趣旨事項が多数あり、それらは錯そうし、複雑です。よって、本件は、「訴訟手続の計画的な進行を図らなければならない」事件に該当し、裁判所と当事者で、本件訴訟手続の計画的な進行について協議し、審理計画を定めることなどを求め、次に掲げる事項を定める必要があると考えます。(裏に続く)

- 1 争点及び証拠の整理を行う期間
- 2 証人及び当事者本人の尋問を行う期間
- 3 口頭弁論の終結及び判決の言渡しの予定時期

そして、原告が考えている争点を6点、証人4名を例示しました。

(2) 傍聴者にわかりやすい裁判を申立て

民事裁判は文書主義が慣例です。この慣例で行われると、第1回は原告と被告の双方が提出した文書について「間違いがない」ことを確認し、次の裁判の日時を決めて終わります。それは10分程度です。これだと傍聴者には何が争われているかわかりません。そこで私たち原告団は口頭弁論を申し立てました。以下、その内容の一部を転載します。

3 傍聴人らの「知る権利」と口頭弁論主義

民事訴訟法第87条で、「当事者は、訴訟について、裁判所において口頭弁論をしなければならない」と規定し、口頭弁論主義を採用しています。この理由は、「司法を監視のもとにおくことで、裁判の公正さと裁判への信頼を確保するため」には、監視役となる傍聴人らが、審理内容を理解できることが不可欠であり、そのためには、傍聴人らに審理内容が、分かるように口頭で述べるのが不可欠であるとの理由であると解することができます。

よって、裁判長に、原告の準備書面などの要旨を口頭で述べることを求めます。

(3) 第1回裁判の意見陳述を求める

第1回の裁判における意見陳述の内容と陳述時間について以下のことを求めました。

- 1 「原告の思い」について是恒（15分）
- 2 「訴状の補足」について中室（20分）
- 3 「今後の裁判の進め方」について岸（15分）以上。

これらの申立の内容が、どれだけ裁判所に認められるかわかりませんが、これが私たち原告の裁判に臨む姿勢です。

傍聴のお願い

どうかご理解のうえ、多くの人に呼び掛けて傍聴席を埋め尽くしましょう。そして、第1回裁判の後、弁護士会館で報告集会を開きます。そこで見聞きしたことを多くの人に拡散してください。世論の盛り上がりこそ、この裁判の結果を左右します。

呉市では、08年から戦前版「呉市歌」が強制され、09年からは旧海軍の第6潜水艇の追悼式に児童が参列させられ、15年から全小学校の5年生が大和ミュージアムの見学が強制されています。これらのことも念頭に置きながら私たちの教科書裁判は、教育を市民の手に取りもどすための教育裁判だと考えています。大きなご支援をお願いします。

教科書ネット・呉の教科書裁判支援の募金の振込先

呉中央六丁目郵便局 口座番号 01380-9-104750
振替口座 教科書ネット・呉

※ 1口1000円で、1口以上の募金を宜しくお願いします。